

## 29. <汚泥のリサイクル推進と廃棄物処理法>

相変わらず、廃棄物の不法投棄問題が新聞紙上をにぎわしており、先日も「不法投棄の木材チップ撤去を某県が数億円かけて代執行」との記事が出ていました。仕事柄、廃棄物やリサイクルという報道には特に気にかけて目を透していますが、木材チップなどは貴重なバイオマスエネルギー資源なのに何故不法投棄されるのか？

その一因として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法または廃掃法とも略称されている）」の運用にあるように思えます。一般社会生活または事業活動において発生した副産物が有価で取引されるかされないかで「廃棄物」となるか「有価物」となるかに分かれていますが、その解釈は微妙であり、個々の判断は法の運用をまかされている都道府県等の環境部局で行われています。

下水汚泥はそのままでは通常産業廃棄物となりますが、炭化や乾燥処理した汚泥は石炭の5～7割に相当する熱量を有することから固形燃料として利用価値もあり、工場渡しであれば有価物として引き取りたいとの要望も多くあります。しかし、その工場渡し価格より、工場までの運搬費が高つく場合は、それは「廃棄物」とすると環境部局から行政指導しているケースが多いとのこと。その場合、廃棄物処理業の資格や搬入に対する地元同意条件などが求められ、実質上あきらめざるを得ない。リサイクル資源として有効利用が十分可能にも係わらず、やむを得ず高い処分費を払って廃棄物処分業者に委託し埋め立て処分することになります。先述の木材チップの件も、遠因としてそのようなことがあるような気がします。

今後の循環型社会を推進形成していく上で、下水汚泥をはじめとする廃棄物資源のリサイクルの足かせにならないよう、廃棄物処理法の柔軟な運用と対応を期待するところでは。

< 島田 正夫 >

※No. 33号(2004/10/8)に掲載